

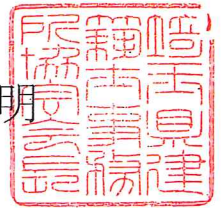


建築士事務所更新通知書

あなたから、さきに提出のあった建築士事務所登録申請については、下記のとおり登録したので、建築士法第23条の3第2項の規定により通知します。

平成30年 8月 2日

埼玉県指定事務所登録機関
(一社)埼玉県建築士事務所協会会長栗田政明



記

事務所名称	(株)日東コンクリート技術事務所一級建築士事務所
所在地	埼玉県三郷市谷口219
開設者氏名	株式会社日東コンクリート技術事務所 代表取締役 高橋 光広
登録番号	一級 埼玉県知事登録 (3) 第9799号
更新年月日	平成30年 9月10日
登録有効期間	平成30年 9月10日 ~ 平成35年 9月 9日
管理建築士名	中村 安範
管理建築士登録番号	一級 国土交通大臣登録 第261159号

(注 意)

- 更新の登録申請は、有効期間満了の30日前までに行うこと。
- 次の事項に変更があったときは、2週間以内に変更届を提出すること。
 - 建築士事務所の名称又は所在地
 - 申請者の氏名(改姓又は代表者の変更等)
 - 管理建築士の変更
 - 法人登録の場合は役員
- 廃業した場合は、30日以内に登録申請書副本、登録通知書を添付して廃業届を提出すること。